

都志川水系河川整備基本方針

平成15年7月

兵 庫 県

目 次

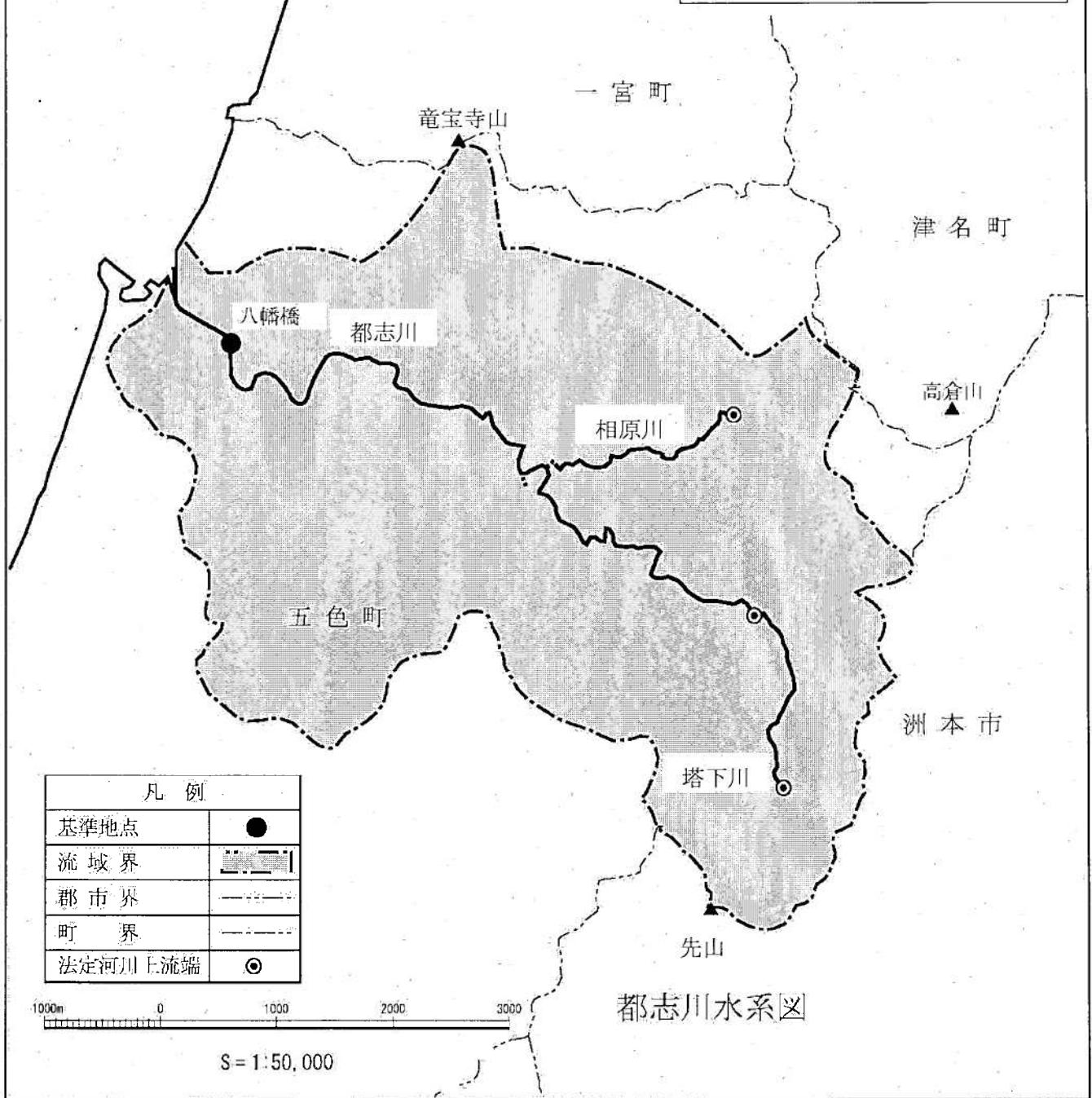
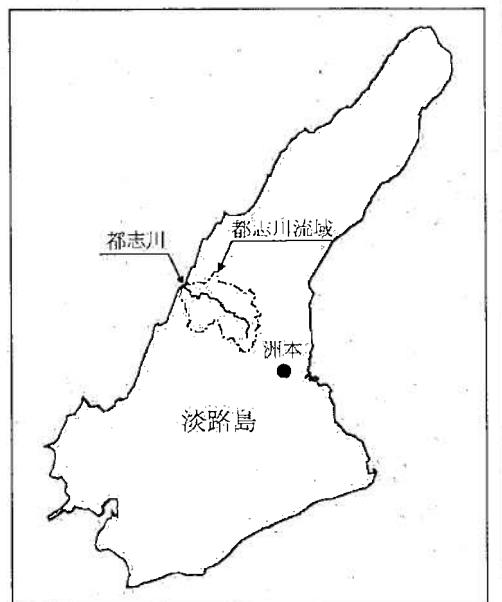
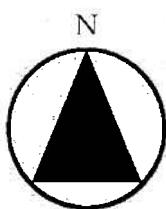
都志川水系図

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- (1) 流域及び河川の概要----- 1
- (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針----- 3

2. 河川の整備の基本となるべき事項

- (1) 基本高水並びにその河道及び
洪水調節施設への配分に関する事項----- 5
- (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項----- 5
- (3) 主要な地点における計画高水位及び
計画横断形に係る川幅に関する事項----- 6
- (4) 主要な地点における流水の正常な機能を
維持するため必要な流量に関する事項----- 6



1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

都志川水系は、兵庫県津名郡五色町鮎原塔下地先に塔下川としてその源を発し、都志川と名を変えたあと、相原川等の支川を合せ、五色町の中心街を形成する都志地区において播磨灘に注ぐ、流路延長 9.5km、流域面積 25.5km² の二級河川である。

流域の地勢は、南東部の荒山（458m）を主峰とする白菫山系から北西に向かって傾斜しており、起伏の激しい山間丘陵地帯を形成している。

流域の土地利用は、山地が流域の8割を占めるが、沿川の低地は勾配が比較的緩やかなため、河川の上流域まで水田に利用されているとともに、山地の出口には用水確保のためのため池が数多く分布している。集落は、中流部の相原川合流部付近の鮎原地区と下流部の都志地区にまとまって形成されている。

流域には、高田屋嘉兵衛が灌漑用水確保のために都志川に築造した「川池井堰」などの歴史的建造物や、沿川に位置する菅原道真ゆかりの河上神社「イブキの古木」、都志八幡神社「ナギの大木」などの文化財がある。また、毎年夏には「高田屋嘉兵衛まつり」が都志地区で行われている。

気候は瀬戸内気候に属し、年平均気温は約 16°C、年間降水量は約 1,100mm であり、一年をとおして温暖で少雨である。

都志川流域は過去からたびたび洪水被害を受けており、主なものとして昭和 40 年 9 月の台風 23、24 号では約 730 戸、昭和 54 年 9 月の台風 16 号では約 290 戸の浸水被害が発生している。

都志川の治水事業は、昭和 21 年の南海大地震にともなう地盤変動対策事業を昭和 30 年から昭和 35 年にかけて、また河川局部改良事業を昭和 42 年から昭和 51 年にかけてそれぞれ河口の都志地区で実施している。また、下流の水田地帯は昭和 40 年災害、昭和 49 年災害による河川災害関連事業が実施されている。

その後、河口の都志地区では阪神・淡路大震災を契機に五色町のまちづくりと一体となって河川改修が始まるとともに、中・上流部では圃場整備とあわせた河道の整備が実施、計画されている。

河川や流域の自然環境は、上流域や中流域の山地にはアベマキーコナラ群集、コバノミツバツツジーアカマツ群集などの植生が見られ、北部の竜宝寺山一帯にはスギ・ヒノキの植林、下流域にはクロマツの植林が見られる。河道には上流域ではミヅソバやセイタカアワダチソウが見られ、下流域ではツルヨシや竹林が見られる。

取水堰には魚道が設けられていないため、魚類等の移動は制約されているが、中

流の山間部ではカワムツ・メダカなどが生息し、下流ではタモロコ・フナなどの他、
潮止堰が転倒している非かんがい期にはクサフグなどの越上も認められる。

河川の水利用は、淡路地域は雨量が少ない地域であり、流域内に多くの農業用ため池が設けられるとともに、河道内においても多くの堰が設けられるなど農地かんがいに高度な水利用がなされている。

河川の水質は、中流の天神橋地点においてはBOD値 1.5mg/l 以下であり環境基準のA類型に相当する良好な水質であるが、下流の感潮区間では河口閉塞により滞留した海水が水質を悪化させている。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

都志川水系においては、「”ひょうご・人と自然の川づくり”基本理念、基本方針」に基づいて、河川改修の実施状況、水害の発生状況、河川の利用状況、流域の文化や河川環境の保全を考慮し、地域の社会経済情勢と調和を図りつつ、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用を図る。

災害の発生の防止または軽減に関しては、昭和40年9月13日の既往最大洪水等を踏まえて定めた計画規模の降雨による洪水から、沿川地域を防御することを目的として、河積の拡大により洪水の安全な流下を図るとともに、高潮時の浸水被害を防ぐため高潮対策を実施する。

また、計画規模を超える洪水が発生した場合でも被害を最小限に抑えるため、情報伝達体制および警戒避難態勢の整備、浸水想定区域図の作成、水防時における住民の自主防災意識の向上等総合的な被害軽減対策を関係機関や沿川住民と連携して推進する。

河川水の利用に関しては、今後、河川流況の把握に努めるとともに、現在の水利用のもとで、今後とも適正な水利用が図れるよう努める。新たな水需要が発生した場合には、関係機関と調整を行い、水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図る。

また、阪神・淡路大震災時に河川水が消火用水として有効に使用されたことから、大地震などの緊急時においては、河川の表流水の利用等が図られるように配慮する。

河川環境の整備と保全に関しては、安易な河道の直線化を避けるとともに、横断工作物には魚道を設置するなど多様な動植物の生息・生育環境を保全し、良好な水質の維持に努めるとともに、流域の歴史・文化を活かした、人々にうるおいと安らぎを与える活動の場の維持・形成を行う。

上流部の沿川では、ホタルの生息が確認されている。今後の河川改修においては、ホタルなどの生物が生息できるような河川整備を行っていくとともに良好な水質の維持に努める。

中流部の渓谷では瀬と淵が形成されており、流れのゆるい淵ではメダカが確認されている。このため、現状の自然環境を保全していくものとする。

下流部では河川を活かしたまちづくりを行うため、水辺に近づける階段や散策路の設置など親水空間の整備を行うとともに、良好な水質を維持するため河口の閉塞防止に努める。

河川の維持管理に関しては、「洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」の観点から河川の有する多面的機能を十分に發揮させるため、流域に数多く存在するため池・堰等の管理者とも連携を強化しながら適切な維持管理を行う。

また、河川に関する情報を地域住民に幅広く提供、共有すること等により、住民参加による河川管理を支援するとともに、河川と住民のつながりを深める。さらに上流から河口部まで流域が一体となった連携を図るとともに、河川愛護精神の醸成等を推進する。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

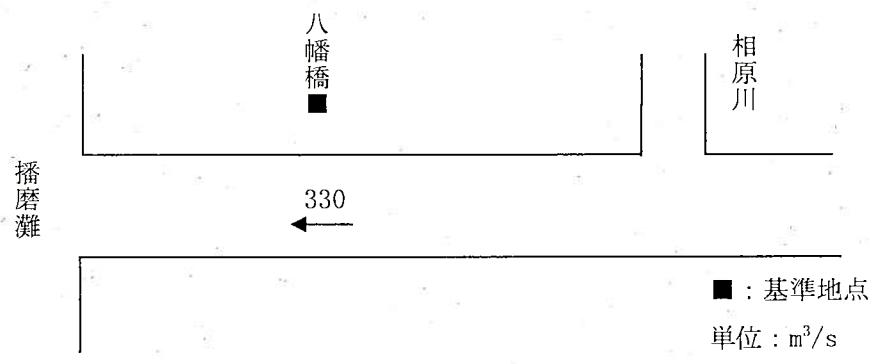
基本高水のピーク流量は、基準地点である河口から 1.1km 地点の八幡橋地点において $330\text{m}^3/\text{s}$ とし、これを河道へ配分する。

基本高水のピーク流量等の一覧表 単位： m^3/s

河川名	基準地点名	基本高水の ピーク流量	洪水調節施設に による調節流量	河道への 配分流量
都志川	八幡橋	330	—	330

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

都志川における計画高水流量は、八幡橋地点において $330\text{m}^3/\text{s}$ とする。



計画高水流量配分図

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

都志川の主要な地点における計画高水位及び概ねの川幅は次のとおりとする。

計画高水位などの一覧表

河川名	地点名	河口からの距離(km)	計画高水位(m)	川幅(m)
都志川	八幡橋	1.1	T.P+4.23	31.0

(注) T.P. : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、今後、流況等河川の状況把握を行い、流水の清潔の保持、景観、動植物の生息または生息地の状況等の観点から調査検討を行ったうえで決定し、その確保に努めるものとする。